

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「申請および」を削り、同条の表中第1号から第13号までを削り、第14号を第1号とし、第15号を第2号とし、第16号および第17号を削り、第18号を第3号とし、第19号から第21号までを15号ずつ繰り上げる。

第8条を削る。

第9条第1項中「第7条」を「法」に、「届出書」を「法もしくは省令の規定による届出」に改め、同条第2項中「第7条」を「法」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。